3月1日~3月7日 春の火災予防運動



この運動は、火災が発生しやすい時季に火災予防の知識を身に付け、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

火災発生状況

昨年1年間において、須賀川地方広域消防組合管内では38件の火災が発生しました。中でも建物火災が17件と全体の45%を占めています。

多くの火災はちょっとした不注意が原因で発生しています。一人ひとりが防火を心がけ、尊い生命と貴重な財産を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理をお願いします。



種類別火災発生件数

これからの季節は枯れ草火災に注意!

屋外での野焼きは原則禁止されています。 書虫駆除のための野焼きは役場総務課 (☎ 62-2111) にご相談ください。

枯れ草焼却では、急に風向きが変わって思わぬ方向に延焼拡大したり、火の回りが異常に早くなります。また、日光に遮られ、火の所在が分からない場合があるため、注意が必要です。



◆自宅で火を出さないために

- ●**ストーブ**は燃えやすい物の近くで使用しない。
- ガスこんろの周りに物を置かない。その場を離れる 時は火を消す。
- **コンセント**はタコ足配線しない。定期的に清掃する。
- ●放火されないよう燃えやすいものを外に放置しない。
- ●**寝たばこ**はしない。灰皿には水を入れる。

◆火災になった時に備えて

住宅用火災警報器の点検・確認をしましょう。

- ●正しく使用できるかを**点検**しましょう。
- ●設置日または製造日を**確認**しましょう。
- ●正しく動かないものは**交換**しましょう。 ※製造日から 10 年を超えたものは、交換をおすすめ します。

※ 65 歳以上の方のみの世帯、身体に障がいがある等により、住宅用火災警報器の取り付けが困難である世帯には「取り付け支援サービス」を実施しています。詳しくは須賀川消防署鏡石分署(☎ 62-4511)までご相談ください。

町育英資金奨学生を募集します

問い合わせ先 町教育委員会 ☎ 62-3459

町では、令和3年度入学予定者及び在学者の育英 資金奨学生を次のとおり募集いたします。

※今年度より6年制大学(医学部等)について貸付枠が拡充されました。また、これまでは連帯保証人が2名必要でしたが、今年度より連帯保証人1名、保証人1名に改正されました。詳しい内容については教育委員会までお問い合わせください。

●対象者

令和3年度に高等学校・高等専門学校・専修学校・短大・大学への進学予定者及び在学者

●**募集人員** 若干名

●応募資格

①町内に引き続き1年以上住所を有し、成績が良く 品行方正な方

- ②経済的な理由で修学が困難な方(所得制限があります)
- ③他の奨学金を受けない方
- ④連帯保証人及び保証人がいる方(連帯保証人及び保証人としての資格を満たす方となりますので、 内容についてはお問い合わせください)

●応募方法

次の書類を教育委員会へ提出してください。

- ①育英資金貸付願書・履歴書(教育課に備えてある もの)
- ②調査書(在学している学校から発行されるもの)
- ③合格通知書(入学予定者の場合)
- ④家計を支えている方(両親等)の所得が証明できる書類(令和2年分)
- ⑤連帯保証人及び保証人の所得が証明できる書類等

●返還方法

卒業後1年間猶予し、借用期間の3倍(2倍)の 期間で返還

募集期間

令和3年2月26円金まで

